

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要①

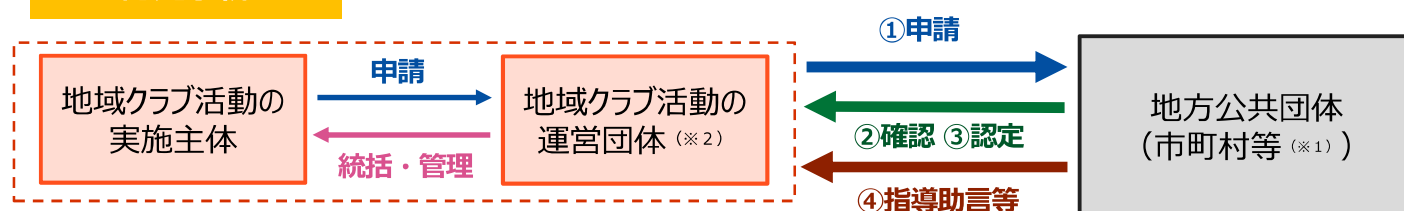
趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定手続等を示した上で**、市町村等において認定を行う仕組みを構築。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

認定手続



①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による**確認**（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による**認定**、④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

（※1） **基本的に市町村等が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施
国が示した要件に沿って、**市町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したもののみ**なす

（※2） 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要②

認定要件の概要

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 ・ 競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
②活動時間・休養日	・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・ 週2日以上以上の休養日（原則、休日に週1日以上以上の休養日）を設定
③参加費等	・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・ 暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBSの活用を含む） ・ 市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
⑤安全確保	・ 生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施 ・ 施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化 ・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
⑥運営体制	・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示 ・ 営利を主たる目的とせず運営 ・ 大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
⑦学校等との連携	・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有 ・ 学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整

（※1） 円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設ける

（※2） 別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①市町村等による**情報提供**の促進 ②**公的支援**（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
③希望する**教職員の兼職兼業** ④**大会・コンクール**への円滑な参加 など

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）

令和7年9月 スポーツ庁・文化庁

1. 定義・呼称

- スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）を設置する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体^{※1}となり、スポーツ庁・文化庁が示した要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

※1 各地域クラブ活動を統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」という。以下同じ。

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② スポーツ庁・文化庁が定めるガイドライン^{※1}に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

1

※1 本文書において、「ガイドライン」とは、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の改訂版（令和7年冬頃に改訂予定）を想定している。

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項

- 市町村等は、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。
 - ・ 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・ 生徒の所属する中学校等との連携を図ること
 - ・ 活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - ・ 充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部などとする考えられる。また、部活動改革の理念や基本的な考え方^{※1}等を踏まえ、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動^{※2}の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる^{※3}。

2

- 市町村等は、推進計画等に基づき、2.「要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。なお、各要件を満たしているか否かについては、市町村等が、別紙の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、2.「要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項（活動目的・理念、活動時間・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。ただし、運営団体と実施主体が担っている役割※⁴は、地域の実情に応じて多様な実態があることから、必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する（以下、審査対象は、「地域クラブ活動の実施主体等」という）。
- 市町村等が、地域の実情に応じて、2.「要件」に加えて独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。
- 都道府県は、市町村又は一部事務組合に対して、地域クラブ活動に関する認定制度が当該都道府県において円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。

※1 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月16日）における改革の理念及び基本的な考え方等の内容を指す。

※2 一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動等が考えられる。

※3 各競技種目等への参加人数の見込みを踏まえて、各競技種目等に応じた対象区域を定めることも考えられる。また、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定める場合、地域の実情によっては、隣接する他の都道府県の市町村と広域連携の取組を行うことも考えられる。

※4 一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、運営団体は管理部門、実施主体は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。運営団体、実施主体、地域クラブ活動の役割分担や相互の関係性については、令和7年冬頃に改訂予定のガイドラインにおいて明確化していく予定。

（2）認定手続

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体※¹が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）※²を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- 市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、上記2.「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定（以下「仮認定」という。以下同じ。）を行い、活動開始後、一定期間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする※³。

※1 市町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市町村等に対して申請書等を提出する。なお、上記のとおり、市町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※2 国において、申請書等のひな型などを示す予定。

※3 申請書等に記載された内容が適切に履行されていることが確認された場合には、仮認定が正式な認定となる。

（3）認定の有効期間

- 認定の有効期間は、最長3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合）あつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末）の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

(4) 指導助言等

- 市町村等は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
 - ・ 上記2.「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - ・ 法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・ 運営が著しく適正を欠くと認めるとき
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。
 - ・ 不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・ 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・ 地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

(5) 経過措置

- 部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市町村等においても、スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、上記2.「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで^{※1}に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※1 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

4. 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。
 - ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
 - ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
 - ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
 - ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
 - ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体^{※1}が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

※1 さらに、市町村等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等の要件を満たし、地域クラブ活動の運営団体を担っている団体を認証する日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）」において認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体として実施主体を統括する体制で運営することも考えられる。

5. 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

- 地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する※¹。

① 市町村等による情報提供

- ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等※²（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）

② 地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）
- ・ 学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

③ 教職員の兼職兼業

- ・ 地域クラブ活動への参加を希望する教職員の兼職兼業の許可の対象

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・ 地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
- ・ 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。））

※¹ 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市町村等による情報提供を中心に支援する場合には、市町村等がガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨げない。

※² 情報提供等の際に、認定地域クラブ活動については、例えば、「〇〇市認定地域クラブ活動」と表記することが考えられる。

6. 今後の予定

- 地域クラブ活動に関する認定制度については、令和7年冬頃に改訂予定の総合的なガイドラインに盛り込む（総合的なガイドラインの内容とあわせて事前にパブリックコメントを実施予定）。

地域クラブ活動に関する認定制度（案）における 「２．認定要件」の具体的な確認事項

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<確認事項>

- 生徒^{※１}の自主的・主体的な参加による活動^{※２}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

※１ 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２ 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

②スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり２日以上休養日を設け、１日の活動時間は、長くとも平日は２時間程度、休日は３時間程度とし、週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※１}
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※１ 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも１日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が１１時間程度の範囲内に収まり、かつ、週当たり２日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ土日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安^{※1}を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

※1 現時点では具体的な金額の目安は示しておらず、今後、ガイドライン改訂までに示す予定。

④適切な指導の実施体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること^{※1}
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること^{※2}
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること^{※3}

※1 DBSの活用についても検討。

※2 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、スポーツ庁・文化庁が別途定める予定。現時点で想定される内容は、以下のとおり。

- ・ 研修の項目は、部活動指導員等への研修内容等を参考にしつつ、地域クラブ活動における指導人材に共通して必要となる内容や見守り人材に必要な内容等を示すことを想定。研修は、一定期間ごとに受講するなど、指導人材が学び続けられる仕組みを想定。
- ・ 都道府県が指導人材を対象とした研修を実施することも考えられる。
- ・ 例えば、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者など、事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止に関する内容が養成講習会のカリキュラム等に含まれ、不適切行為に対する処分手続が定められている資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したものとみなすことも検討。
- ・ 指導人材の登録の仕組みにおいては、登録された指導人材による暴力・暴言等の悪質な不適切行為が確認された場合には、登録を取り消し、当該指導人材が地域クラブ活動に携わることが認めないこととする。登録を取り消す際の基準は、スポーツにおいては、日本スポーツ協会における公認スポーツ指導者・スポーツ少年団登録者の不適切行為に対する処分手続の登録者処分規程及び処分基準を参考にすることも検討。また、指導者資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したとみなした者が資格を喪失した場合には、登録を取り消す。
- ・ 認定を申請する際の誓約書において、認定後、速やかに指導人材の研修の受講や市町村等への登録を行うことを誓約する項目を設けるとともに、これらを条件として認定し、一定の期間内に適切に履行されているかを確認することも想定。

※3 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等^{※1}において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること^{※4}
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

部活動改革に関する新たなガイドラインの名称及び全体構成（たたき台）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（仮称）

※Ⅰ～Ⅲは、実行会議の最終とりまとめ及び認定制度（案）をベースに記載（指導の質・安全確保等の主な論点については、今後、会議で議論を深めた上で記載）。Ⅳ及びⅤは、現行ガイドラインをベースとしつつ、Ⅳ2の内容等を充実。Ⅵは、現行ガイドライン策定時の通知で示された内容等を反映。

Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念 ※地域クラブ活動の在り方はⅡで記載
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本的方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
 - （1）趣旨
 - （2）認定の効果
 - （3）認定制度の内容（要件・手続等） ※詳細は別冊
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い
※認定要件に準じて活動、休養日・活動時間等の遵守など

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）都道府県・市区町村・運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）生徒が所属する中学校等との連携
 - （4）民間企業・大学・関係団体等との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等
 - （2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保
 - （4）活動場所への移動手段の確保
 - （5）生徒の安全確保
 - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

Ⅳ 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等
 - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導・安全安心の確保
（暴力・暴言・ハラスメント等の根絶やいじめ防止、事故防止等）
- 3 適切な休養日・活動時間の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- 5 学校部活動の地域連携等

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率
 - （2）大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

Ⅵ 関連する制度の在り方

- 1 教師の兼職兼業
- 2 教師の人事における部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む）など

（参考）



令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、学校休業日3時間程度とし、短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・学校部活動に準じた活動時間を遵守し、休養日の設定。休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体に取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、休日の部活動の地域連携・地域移行に取り組むつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

**部活動改革に関する新たなガイドラインの策定に向けて
更に議論を深めるべき主な論点（案）**

①都道府県・市区町村・運営団体・実施主体の役割分担

- ・ 広域自治体としての都道府県に期待される役割
- ・ 市区町村における方針決定及び包括的な企画・調整
- ・ 地域クラブ活動の運営団体と実施主体がそれぞれ果たすべき機能や役割分担
（様々なパターンがあり得るため、いくつかの種類に分けて整理） 等

②指導者登録制度を中心とした指導の質・生徒の安全確保

- ・ 指導者登録制度
（論点例）指導者等に求められる資質・能力（研修の内容等）、登録の
手続・有効期間、不適切行為等があった場合の処分等
- ・ 地方公共団体における相談・通報窓口の設置
- ・ 暴力・暴言等の根絶や、いじめ防止・事故防止等の徹底に向けた対応 等

③民間企業・大学・関係団体等との連携

- ・ 民間企業・大学・関係団体等それぞれに期待される役割
- ・ 地方公共団体とこれらの団体等との連携を強化するための方策
- ・ 国レベル・都道府県レベルでの気運醸成や連携の仕組みづくり 等

④生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

- ・ 部活動の地域展開に当たり生徒のニーズを的確に反映するための方策
- ・ 生徒の地域クラブ活動への参加促進に向けた情報提供等の在り方
- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と生徒が所属する中学校等との連携 等

⑤その他

部活動の地域展開等の推進における「都道府県」と「市区町村」の役割（たたき台）

都道府県

- 都道府県は、**広域自治体**として改革に向けた**リーダーシップ**を発揮し、**都道府県全体としての改革方針**を示すとともに、**市区町村に対するきめ細やかな支援**を行う。
- また、一つの市区町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、**地域展開等に向けた広域的な基盤づくり**を行う。

＜主な役割＞

①推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

- ・都道府県全体での改革推進に向けた体制整備（関係部署の連携強化や専門部署の設置、コーディネーターの配置、関係者協議会や市町村連絡会の開催等）
- ・都道府県全体としての改革方針を示す推進計画の策定
- ・都道府県内全体への周知・広報

②市区町村へのきめ細やかなサポート

- ・市区町村の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等
- ・複数の市区町村による広域連携の取組に当たっての調整

③地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

- ・都道府県内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築
- ・指導者確保に向けた仕組みづくり（人材バンク設置、教職員の兼職兼業の取扱いの整理等）
- ・指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
- ・大会への円滑な参加の促進

市区町村

- 市区町村は、**改革の責任主体**として、幅広い関係者との**連携・協働**の下、地域展開等の円滑な実施に向けて**包括的な企画・調整**を行う。
- 特に、**地域クラブ活動の位置付け**（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、**豊かで幅広い活動が実現**されるよう、**丁寧に運営団体等への支援や指導助言等**を行う。

＜主な役割＞

①推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ・推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等）
- ・推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ・生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

②地域クラブ活動の認定等

- ・地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
- ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置

③地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ・指導者/活動場所/移動手段の確保等
- ・学校との連携（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等）
- ・寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保

※市区町村が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある

地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担（たたき台）

【実行会議 最終とりまとめ（抜粋）】

「運営団体」…各地域クラブ活動を統括する団体 / 「実施主体」…個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

※一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。

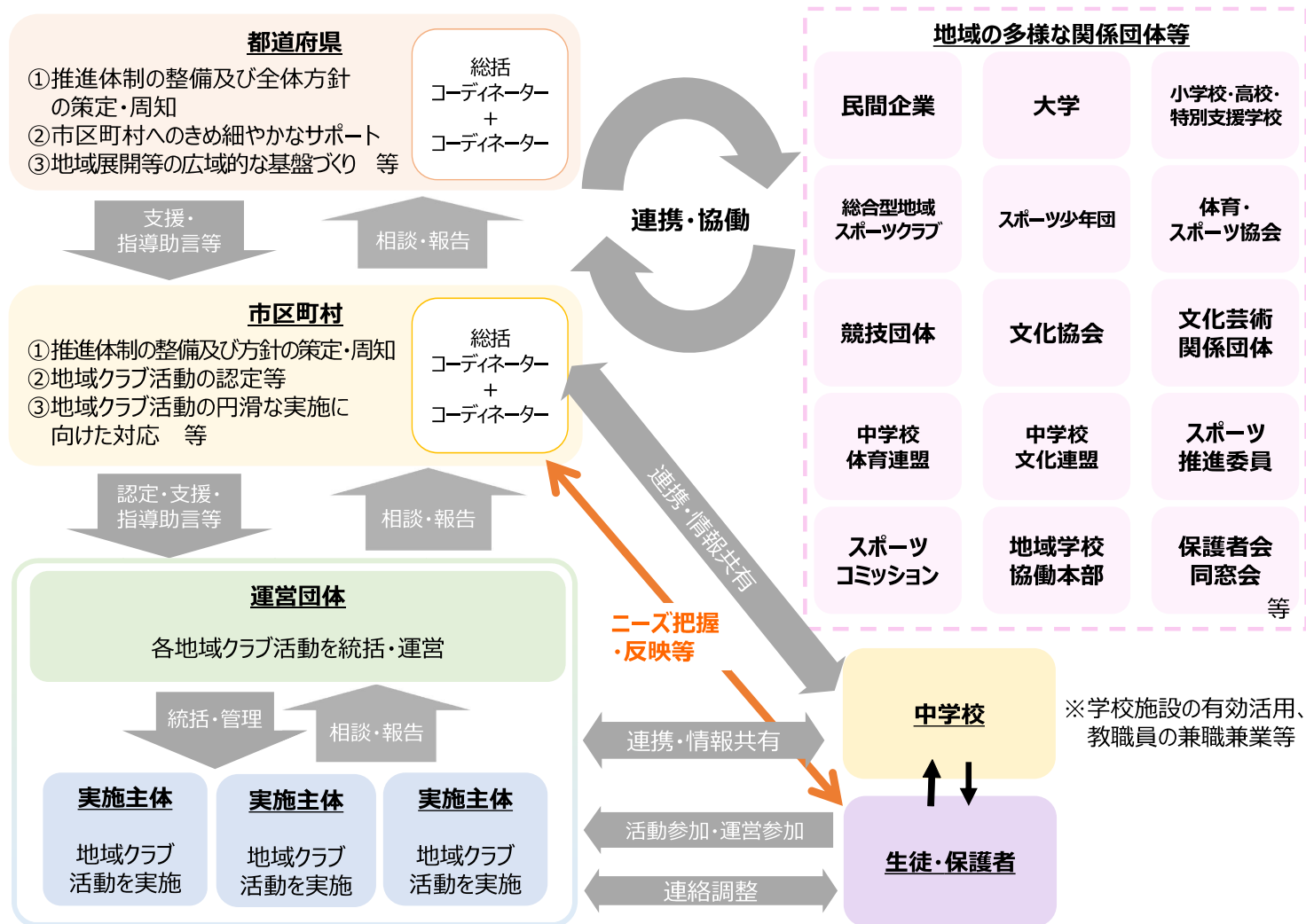
運営団体・実施主体の体制等によって**役割分担の在り方は多様**であり、**柔軟に連携・協力**を行うことが重要。

（例）パターン①…運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合 パターン②…運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合
パターン③…運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合 パターン④…実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合

※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定

	主な役割	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
＜運営・管理＞	・運営方針、運営計画の策定 ・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応 ・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化 ・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成 ・保険加入状況や補償内容の確認 ・リスク管理等の研修実施 ・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理 ・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込	運営団体 Ⅱ 実施主体	運営団体	運営団体	運営団体
＜活動実施に向けた準備＞	・活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者） ・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保 ・学校との連携・情報共有 ・入会手続、会費徴収		実施主体		実施主体
＜活動実施＞	・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等） ・安全確保の取組 ・ニーズを踏まえた活動の実施 ・体験会の開催			実施主体	

都道府県・市区町村・運営団体・実施主体の連携体制図（イメージ）



都道府県の主な役割に応じた具体的な取組事例

主な役割	具体的な取組事例
①推進体制の整備及び全体方針の策定・周知	- 関係部署の連携強化や専門部署の設置 - 総括コーディネーター及びエリアコーディネーターの配置 - 県として目標年次を設定し、進捗状況を取りまとめて公表 - 部活動改革の情報をセミナーや広報誌等を通じて発信 - 周知広報フォーマットの作成 - 県独自のポータルサイトの作成
②市区町村へのきめ細やかなサポート	- 市町村へのサポートチーム設置及びアドバイザー派遣 - コーディネーター等による全市町村訪問 - 教育事務所を中心とした支援体制の整備 - 各地域での情報交換会（地域ミーティング）や県内全市町村担当者を対象とした研修会の実施 - 複数市町村による広域連携の取組の調整
③地域展開等に向けた広域的な基盤づくり	- 都道府県レベルでの企業との連携体制構築 - 大学と連携した指導者育成や指導者派遣等 - 人材バンク・マッチングシステムの設置・運用 - 兼職兼業の取扱い等に係る説明会の開催 - 指導者研修の実施 - 効率的に連絡調整等を行うためのアプリを開発 - 大会参加支援・大会の参加規程の調整等

※上記は、P1で記載した都道府県の＜主な役割＞の①～③について、北海道、群馬県、埼玉県、千葉県、長野県、新潟県、富山県、岐阜県、山口県、福岡県、長崎県等における具体的な取組事例を列挙したもの。

推進体制構築の事例（群馬県）

推進体制構築の事例（群馬県）

-14-

指導者確保の事例（千葉県）



県が設置する広域の指導者人材バンク

～指導者と地域クラブ活動のマッチングを強化～

千葉県では、地域クラブ活動への移行をサポートするため、指導者不足の解消を目的とした「ちばクラサポ（人材バンク）」を創設しました。市町村への広報活動の促進と連携により、登録者数の増加と市町村でのマッチング実績を着実に積み上げています。

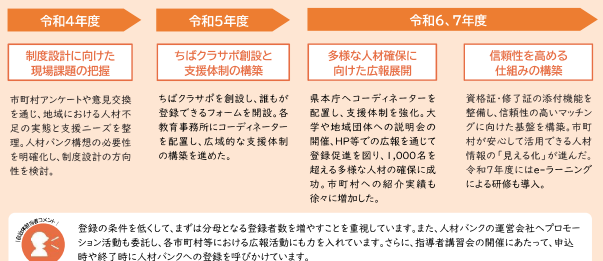
課題・背景

- 地域ごとに進捗や指導者確保の状況に差があり、特に市町村では人的リソースの不足が深刻。
- 地域クラブ活動の指導者に関する情報を県全体で一元管理する機能や市町村と指導希望者をマッチングする調整機能が必要。

広域的な人材確保

人材情報の集約と基盤の整備

人材バンク導入・運用プロセス



成果と課題、今後の展望

成果

- 令和7年7月時点で、1,383人が登録。年代別では20代から60代以上までの幅広い年齢層が登録しており、男女比（男性：1,352人、女性：31人）や地域からの登録など多様性が確保されている点が特長となっている。
- 地域住民やスポーツ指導経験者に加え、教育・学生・社会人など、さまざまなバックグラウンドを持つ人材が集まりつつある。
- 令和7年5月現在、80人が実際にマッチングに至っており、各地域の指導者不足の解消に寄与している。

課題と今後の展望

- 各市町村や関係団体等への広報を継続的に推進し、登録者数の更なる増加を図る。
- 登録者のプロフィールにeラーニング修了証や資格証明書を添付する機能を導入。マッチング前の段階で市町村側が必要な情報を確認しやすくなる工夫を進める。
- 市町村、指導者、eラーニングの研修内容をさらに充実。
- 今後は、登録指導者の集計機能を実装するなど、人材バンク運用の事務効率化を図る予定。

県担当者インタビュー

Q：今後、さらに力を入れたいことは何ですか？
ちばクラサポは、地域全体で支える地域スポーツ活動環境の実現に向けた重要な入り口だと考えています。今後は登録者の質と量のバランスを見極めつつ、マッチングの最適化を目指していきたいです。また、6月末にはeラーニングを導入し、マッチング後の研修支援も充実させていきます。

市町村担当者インタビュー

Q：人材バンクを活用してどうでしたか？
県の広域人材バンクを活用する前は広報誌や人脈に頼っていましたが、活用後は募集するとすぐにマッチングのメールが届くなど、人材確保がぐっと楽になりました。



指導者確保の事例（福岡県）



大学と連携した指導者確保と育成

～福岡県アスリート人材活用コンソーシアムの設立～

福岡県では、部活動の地域クラブ活動への移行を進めるに当たり、指導者不足が大きな課題となっていることから、県主導で指導者の確保に取り組んでいます。令和6年度には、「福岡県アスリート人材活用コンソーシアム」を設立し、福岡大学の一般社団法人FUSスポーツコミュニティが事務局として、指導者養成研修会の開催や各地区への指導者派遣を実施しました。

課題・背景

- 休日の運動部活動が地域クラブ活動へ移行した場合には、指導者が不足する懸念。
- 県内には、体育・スポーツ系学部の大学生や大学運動部所属者、将来教員や指導者を目指す学生アスリート、さらにCSR活動を有する企業に在籍する社会人アスリートなど、人材は豊富に存在。しかし、このような人材の養成・派遣や市町村とのマッチングを、組織的かつ継続的に行う仕組みは未整備。

人材活用コンソーシアム



成果と課題、今後の展望

成果

- 大学生を中心に、100人以上の地域指導者が研修を受講。
- 派遣型の指導だけでなく、集約型の指導を取り入れることで、効率的な指導と大学施設等の有効活用を実現。

課題と今後の展望

1 コンソーシアムの拡大

- 指導者の派遣先が福岡市・北九州市及びその近郊に偏ってしまっていることから、県内各地のアスリート人材活用コンソーシアムの構成団体の拡大が必要。

2 指導者の調整

- 事務局業務がシステム化されておらず、指導者の派遣を希望する市町村との調整等に時間・労力を要したため、連絡調整を円滑にするアプリ等の導入を準備している。
- コンソーシアム運営のための安定した財源の確保が必要。

担当者インタビュー

Q：今回の取組の成果を教えてください。

陸上競技の指導に携わっていたアスリート社員の方から「近く社会人チームを引退するが、子供たちに教えることの面白さを感じた。この指導者の道に進もうかと思う。」とお話をいただきました。このコンソーシアムの取組には、大学生をはじめとする若手の人材育成の可能性だけでなく、アスリート人材のセカンドキャリアとしての可能性も広がっていると思います。

大学生インタビュー

Q：指導に携わった感想を教えてください。

この事業をきっかけに自治体と契約して、地域指導者となりました。自分が携わったスポーツに継続して関わるチャンスにただただ感謝しています。生徒の成長を目の当たりにしたことで、地域指導者としてももちろんのこと、大学卒業後には目標であった小学校の教員になりたいと強く思うようになりました。

指導者確保・企業連携の事例（北海道、富山県）

● 人材バンクの設置（北海道）

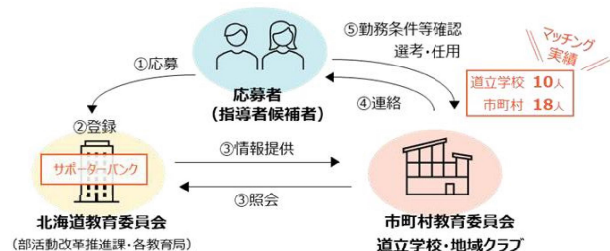
- 地域クラブ活動等の指導者募集のため、**ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク**を設置。
- 各地域における潜在的な指導者人材の発掘がなされたとともに、幅広い層の登録の促進につながった。

登録者数（R7.2月時点）

407名（実人数）

応募から任用までの流れ

- ① 応募フォームより申込
- ② 「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」に登録
- ③ 市町村教育委員会や学校、地域クラブからの照会に対し、情報提供
- ④ 指導者を探している市町村教育委員会等から応募者に連絡
- ⑤ 勤務条件等を確認し、面接等の選考を経て任用



● 指導者派遣等に協力する企業等を募集（富山県）

部活動応援企業登録

部活動や地域クラブ活動を応援して下さる企業等を募集しています！

中学生や高校生のスポーツ・文化活動の機会を確保し、生徒により良いスポーツ・文化環境を提供することを目的として、部活動や地域クラブ活動に協力いただける企業等の募集を行っています。

（応援いただきたい内容）

- 部活動や地域クラブ活動への指導者の派遣
- 施設（活動場所）や用具の提供
- 部活動や地域クラブ活動への財政的支援
- 社員の部活動や地域クラブ活動への参加を促す社内制度の整備

（登録いただくと・・・）

- 社会貢献活動が実ります。
- 社員の方々のウェルビーイングの向上につながります。
- 登録企業等の名や応援内容を県のHPで紹介いたします。
- 「部活動応援企業」の登録証を発行・交付し、応援企業として認定されます。
- 「部活動応援企業」のロゴマークを使用できます。

部活動・地域クラブ活動 応援企業 募集中

富山県教育委員会 富山県部活動応援企業

「部活動応援企業」ロゴマーク

詳細内容は・・・

「部活動応援企業登録について」
https://www.pref.fyama.jp/3005/taiiku/osun_kigyos.html

QRコード

登録団体数（R7.3月時点）

21団体

取組事例（三晶MEC株式会社（バドミントン））

<支援内容>

- ・ 休日における中学生への実技指導
- ・ 施設使用料や消耗品等の支援
- ・ 指導者の遠征費等の補助

指導者

生徒

「地域への貢献、地域の活性化につなげることができる良い機会である。」

「より専門的な指導を受けることができ、体力や技術が向上した。」

「いろんな年齢の人と練習できて、楽しく取り組めた。」

実証事業成果報告書、自治体作成資料等をもとにスポーツ庁にて作成。

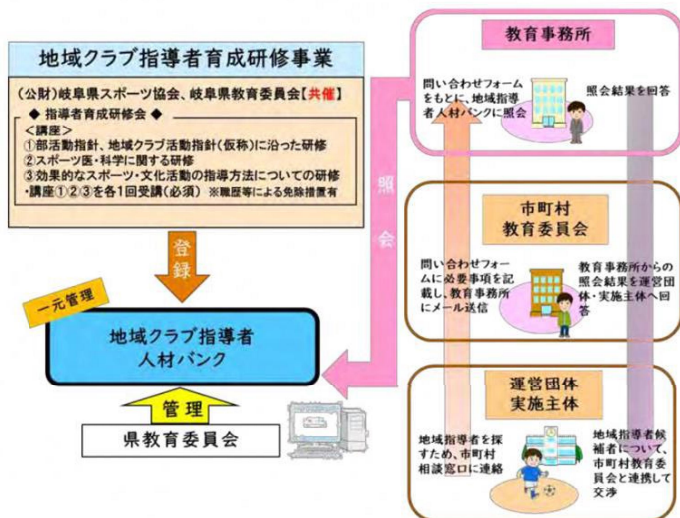
指導者研修の事例（岐阜県）

◆ 県教育委員会と県スポーツ協会、県中学校体育連盟の連携・調整（岐阜県）

- 県教育委員会と県スポーツ協会が「地域クラブ指導者育成研修会」を共催（日本スポーツ協会の指導者資格の更新講習に組み込む形で開催）。
- 地域クラブ活動の活動方針やスポーツ医科学、効果的な指導方法、安全管理等、地域クラブ活動の指導者に必要な要素について網羅的に講習することで、県全域で質の高い指導者を育成。令和4～6年度、約1500名に認定証を発行。
- 全3種の講習の修了時に認定証を発行。県中体連主催とも調整し、本講習の認定証を県中体連主催の大会の「地域スポーツ団体等の参加規程」における指導者の資格の中の一つに位置付け。

➤ 地域クラブ指導者研修会・人材バンク・地域クラブ活動の関係性

➤ 地域クラブ指導者育成研修会 認定証



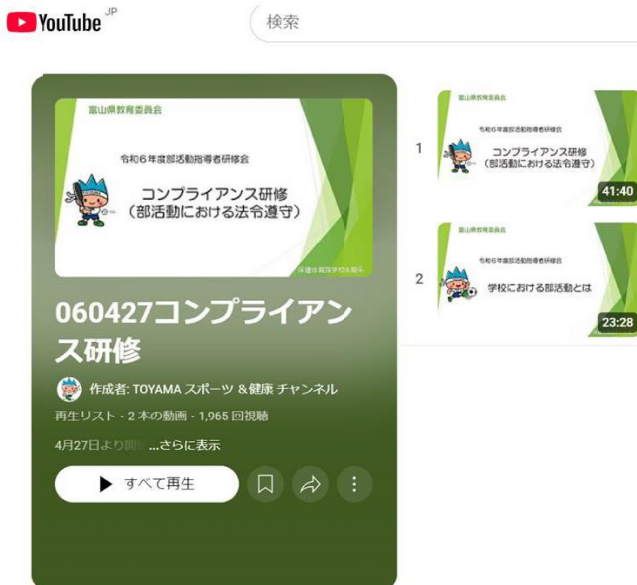
The image shows a sample of the 'Regional Club Guide Training Seminar Certification' (地域クラブ指導者育成研修会 認定証). The certification is issued by the Gifu Prefectural Sports Association (公財)岐阜県スポーツ協会. It includes a certification number (認定番号), the name of the guide (氏名), and the validity period (有効期限) of令和10年度. The certification is used for the recruitment of guides for club activities.

実証事業成果報告書、自治体作成資料等をもとにスポーツ庁にて作成。

◆ オンデマンド研修の実施（富山県）

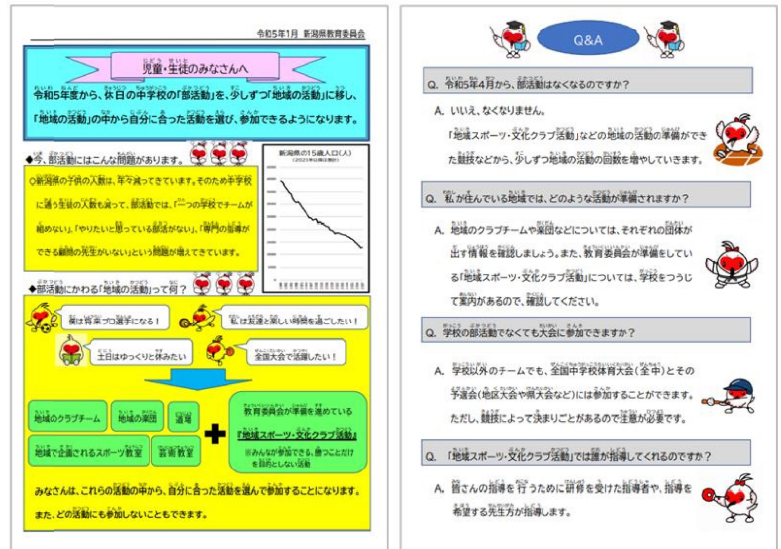
- 生徒が安心・安全に活動できるよう、指導者育成のための研修を開催。

《オンデマンド研修》 YouTube限定公開動画による研修
 ・部活動についての理解、指導倫理、心理学、著作権 等
 ※救命講習（胸骨圧迫、AEDの使用法）は対面実施



● 県作成のリーフレットを市町村が活用（新潟県）

- 県作成のリーフレット（児童生徒向け、保護者向け、教師向け、R5.1 市町村へ通知）をもとに各市町村が独自のリーフレットを作成し、周知活動に活用。



児童生徒向けの他、保護者・教職員向けのリーフレットを作成

実証事業成果報告書、自治体作成資料等をもとにスポーツ庁・文化庁にて作成。

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度（たたき台）

1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者の登録や研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

- 本制度において、「認定地域クラブ活動」とは、スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校等を設置する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）又は都道府県（以下「市町村等」という。）が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動をいう。
- 本制度に基づき、市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

3. 研修

指導者登録に当たって、市町村等が定める研修は、以下の内容に基づき定めることが考えられる。

- 対象となる研修（研修実施者）
 - 市町村等が自ら行う研修
 - 当該市町村が所在する都道府県が行う研修
 - 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
 - 市町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

(2) 研修の内容・実施方法

研修内容については、別紙「指導者に求められる資質・能力及び研修メニュー例（たたき台）」をもとに、市町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごとに実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (2) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者
- (3) 市町村等が定める研修を受講した者

5. 登録手続等

- (1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市町村等に対して登録申請書及び上記4.（1）の誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 市町村等は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、上記3.（1）②～④のとおり、都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認後、市町村等に対して報告を行うものとする。

- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から市町村等に対する登録申請書等の提出を行うことや、市町村等から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市町村等に報告するものとする。

6. 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

7. 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の3.（5）に記載の経過措置を参照

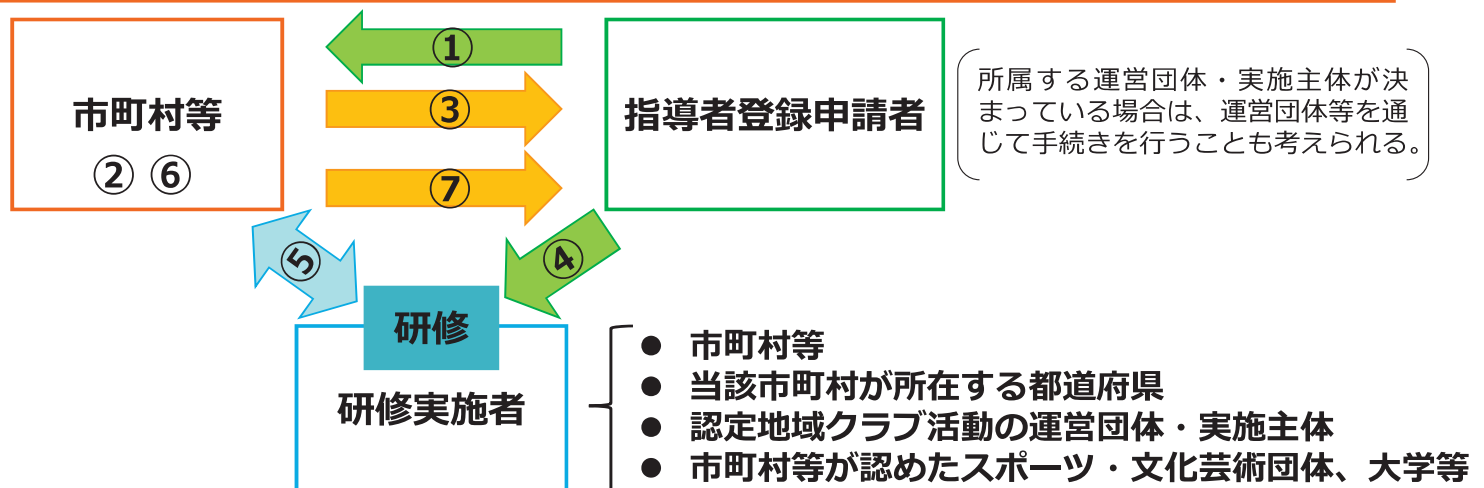
8. 不適切行為への対応

- (1) 禁止される不適切行為
 - ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）、いじめ、無視等の行為を行ってはならない。
 - ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為を行ってはならない。
- (2) 不適切行為への対応
 - ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、市町村等に報告すること。なお、報告を受けた市町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
 - ② 上記のほか、市町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
 - ③ 市町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

項目	指導者に求められる資質・能力	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・ 服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止
		生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
		生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止(適切な集団づくりなど)
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校段階の生徒の特徴や配慮事項等
		生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）
		生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導
		女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・ 事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
		事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）
		事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等
		生徒が在籍する中学校等との連携

- ※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。
- ※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。
- ※3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きを活用することが考えられる。

「認定地域クラブ活動指導者」登録の流れ（たたき台）



- ① 登録申請書・誓約書（※）提出
（※）暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約
- ② 申請書・誓約書の確認及び要件確認（以下の者に該当しないこと）
 - A. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - B. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団或いは暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - C. 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者
- ③ 研修受講案内
- ④ 研修受講
- ⑤ 研修受講報告・受講確認
- ⑥ 認定地域クラブ活動指導者として登録
- ⑦ 登録した旨の通知

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）における

「２．認定要件」の具体的な確認事項＜抜粋＞

④適切な指導の実施体制が確保されていること

＜確認事項＞

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※¹
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること※²
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること※³

※¹ DBSの活用についても検討。

※² 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、スポーツ庁・文化庁が別途定める予定。現時点で想定される内容は、以下のとおり。

- ・ 研修の項目は、部活動指導員等への研修内容等を参考にしつつ、地域クラブ活動における指導人材に共通して必要となる内容や見守り人材に必要な内容等を示すことを想定。研修は、一定期間ごとに受講するなど、指導人材が学び続けられる仕組みを想定。
- ・ 都道府県が指導人材を対象とした研修を実施することも考えられる。
- ・ 例えば、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者など、事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止に関する内容が養成講習会のカリキュラム等に含まれ、不適切行為に対する処分手続が定められている資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したものとみなすことも検討。
- ・ 指導人材の登録の仕組みにおいては、登録された指導人材による暴力・暴言等の悪質な不適切行為が確認された場合には、登録を取り消し、当該指導人材が地域クラブ活動に携わることを認めないこととする。登録を取り消す際の基準は、スポーツにおいては、日本スポーツ協会における公認スポーツ指導者・スポーツ少年団登録者の不適切行為に対する処分手続の登録者処分規程及び処分基準を参考にすることも検討。また、指導者資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したとみなした者が資格を喪失した場合には、登録を取り消す。
- ・ 認定を申請する際の誓約書において、認定後、速やかに指導人材の研修の受講や市町村等への登録を行うことを誓約する項目を設けるとともに、これらを条件として認定し、一定の期間内に適切に履行されているかを確認することも想定。

※³ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

調査研究協力者会議における議論の経緯・今後の予定（費用負担の在り方）

【議論の経緯】

- **令和7年7月14日 第2回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について①
（関連文書及び法律上の記載の紹介、自由討議）
- **令和7年7月28日 第3回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について②
（地域展開等に要する主な費用・受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換）
- **令和7年8月7日 第4回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について③
（受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換）
- **令和7年9月17日 第5回 調査研究協力者会議**
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について④
（受益者負担の水準等に関する意見交換）

【今後の予定】

- **令和7年9月以降** 調査研究協力者会議において更に議論を深める
- **令和7年秋～冬頃** 費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめ

部活動の地域展開等を円滑に進めるために要する主な費用

1. 地域クラブ活動の活動費・運営費

【経費の例】 指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費、会議費、保険料（指導者分・参加者分）など

2. 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

3. 地方公共団体の体制整備等（都道府県分、市区町村分）

【取組の例】 コーディネーター配置、協議会の開催、人材バンクの設置、指導者研修の開催、指導者資格取得への補助、ポータルサイトの運営、移動手段確保など

4. 部活動指導員の配置

5. 国における相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等



持続可能な形で安定的・継続的に取組が進められるよう、こうした諸費用について、①受益者負担、②民間からの寄附等の活用、③公的負担を適切に組み合わせながら、対応していく必要。

受益者負担①（基本的な考え方・目安の示し方）

設定に当たっての基本的な考え方

- ① 学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。
- ③ 公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意すること。
- ④ 地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量を過度に縛らないこと。
- ⑤ 地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額などのデータを十分に踏まえること。

受益者負担の目安の示し方

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（用具代等の実費は含まない）の目安を示す。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示す。



上記を踏まえた、具体的な水準に関する考え方は、次頁参照

受益者負担②（参加費の具体的な水準に関する考え方）

- 調査データによると、①現状の部活動等に関する費用が月額換算で2千円強であるとともに、②地域クラブ活動の参加費の実態と保護者が妥当と思う水準は、いずれも、月額3,000円未満が8割以上、月額4,000円未満が9割以上を占めている。
- また、本会議での議論においても、先行して地域展開を進めている地方公共団体を中心に、保護者に負担して頂ける参加費は、高くても月額3,000円程度という意見がある。一方、将来にわたる持続可能性の重要性を考慮して、月額3,000円程度を超える設定をしている地方公共団体もあり、こうした点も含めて総合的に考慮した整理が必要。

⇒ まずは、このような考え方を示しつつ、より具体的な費用負担の在り方については、新たな支援制度の設計等を全体として検討・整理する中で、引き続き検討すべき。

（参考）受益者負担に関する基礎データ ※詳細は、P11～13を参照

【現状の部活動等における負担額】

文部科学省が行った「令和5年度子供の学習費調査」の結果によると、公立中学校の「教科外活動費」（部活動・芸術鑑賞会等）は、月額換算で2,276円。

【地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）】

スポーツ庁・文化庁が行った地方公共団体に対する調査の結果によると、1,000円未満が3割程度、1,000円～2,000円未満が3割程度、2,000円～3,000円未満が2割程度となっており、3,000円未満が8割以上を占める。

【地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う水準（休日・月額）】

スポーツ庁・文化庁が実証事業において行った保護者へのアンケート調査によると、1,000円未満が3～4割程度、1,000円～2,000円未満が3割程度、2,000円～3,000円未満が2割程度となっており、3,000円未満が8割～9割を占める。

民間からの寄附等の活用①

地方公共団体における取組事例

※詳細はP14～18参照

- **北海道安平町**
企業と連携し、自動販売機の売上の一部を地域クラブ活動の運営団体に寄附
- **新潟県佐渡市**
生徒が初めて体験する種目に気軽に参加しやすくするため、市民に対して用具の提供を呼びかけ
- **熊本県玉東町**
練習着に企業名を掲載することにより地域クラブ活動の活動資金の一部を確保
- **長崎県長与町**
町内企業からの寄附（30万円）、町外企業からの企業版ふるさと納税（210万円）
- **富山県**
地域クラブ活動への支援・協力等に取り組む企業等を登録する制度を構築

想定される企業等（プロスポーツチームを含む）からの主な協力内容

①財政的支援

（例）寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー（練習着等への企業名掲載等）、ネーミングライツ、収益還元型の自動販売機の設置など

②企業等に所属する指導者の派遣（社内制度の整備による副業促進等を含む）

③企業等の所有する施設の貸出し ④用具・物品の提供 等

企業等からの協力を促進するための主な取組

- 地方公共団体・地域クラブと企業等を繋ぐ専門人材の配置
- 都道府県レベルで協力企業等の募集・登録及び市区町村とのマッチングなどを行う仕組みの構築
(例) 富山県「部活動・地域クラブ活動応援企業」の登録制度 (P18参照) など
- 企業等へのインセンティブ付与
(例) 練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度、公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチームに対する公共施設の優先利用 など
- 企業等による連携体制の構築
(例) 「ブカツ・サポート・コンソーシアム」(P19参照) など
- 国レベルでの気運醸成等
(例) 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」の開催 (P20～21参照)、先進事例の収集・普及 など

実行会議最終とりまとめ（令和7年5月16日）における費用負担の在り方等に関する記載

I 総論

3. 今後の改革の方向性

(4) 次期改革期間における費用負担の在り方等

- 上記の方針等に基づき、地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に地域展開の取組が進められるよう、次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある²⁰。
- その際、公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要であることや、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング²¹をはじめとした寄附等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせることが重要であることについても留意する必要がある。
- 特に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある。
- なお、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要がある²²。

20 受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すことを検討する必要がある。

21 地方公共団体が実施するクラウドファンディング。地方公共団体が抱える問題解決のために、寄附金の具体的な使途を明確化した上で、ふるさと納税制度を活用した寄附を募る仕組み。

22 現状において、教師が部活動指導業務に従事せざるを得ない場合もあり、教師に対する部活動指導手当の在り方について留意が必要であるとの意見もある。

スポーツ基本法（令和7年改正後）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

部活動の地域展開等に関する政府方針の記載

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

【前略】

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や部活動の地域展開・連携の全国実施を加速するとともに、【以下略】

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

Ⅷ. 地方経済の高度化

（5）文化芸術・スポーツを通じた地方創生

【前略】

スポーツコンプレックスやスポーツホスピタリティ、スポーツツーリズムの推進を通して地域活性化に取り組む。更に、スポーツコミッションへの支援や、地域の担い手育成の観点からも、部活動の地域展開等について新しい仕組みを構築し、2026年度からの全国的な実施を進める。また、スポーツ団体のデジタル技術の活用や他産業との連携を支援し、地域・経済にも裨益するよう取り組む。

【関連データ】地域クラブ活動への参加費用等について

○ 地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）【令和6年度】

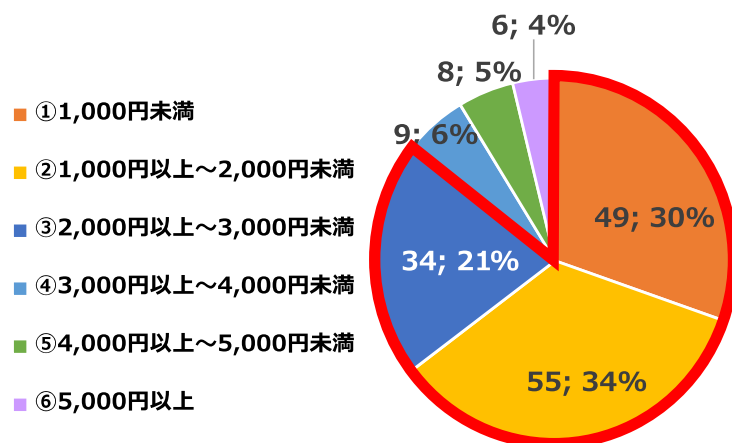
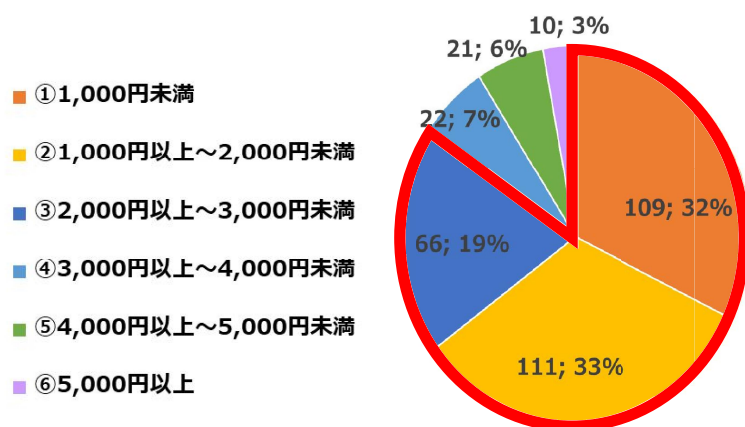
調査名：学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査（令和6年）

調査時期：令和6年5月13日～6月7日

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、63事務組合

<運動部> 回答数：399 ⇒ **月額3,000円未満が84%**

<文化部> 回答数：161 ⇒ **月額3,000円未満が85%**



○ 地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）【令和7年度】

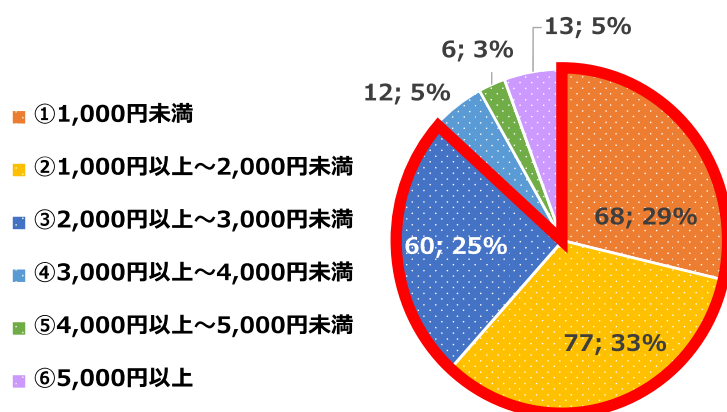
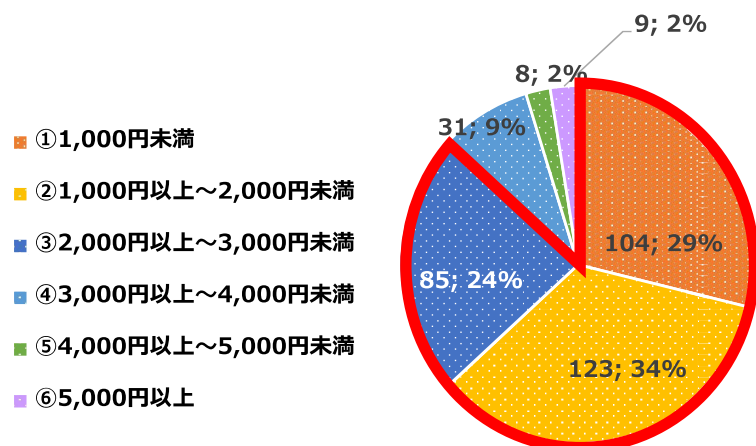
調査名：部活動改革の取組状況に関する調査

調査時期：令和7年5月7日～6月6日

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、64事務組合

<運動部> 回答数：360 ⇒ **月額3,000円未満が87%**

<文化部> 回答数：236 ⇒ **月額3,000円未満が87%**



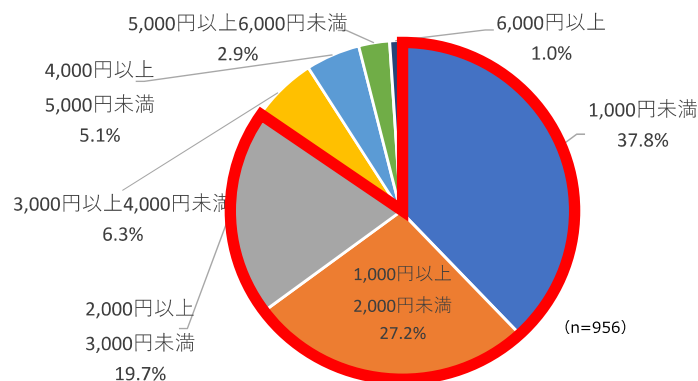
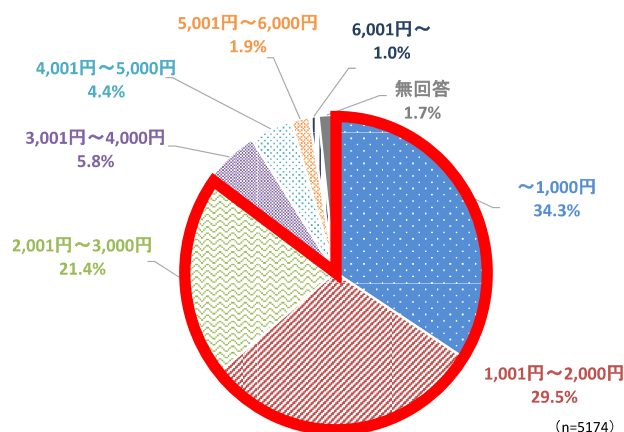
○ 地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う金額（休日・月額）

調査名：実証事業におけるアンケート調査

調査対象：実証事業において地域クラブ活動に参加した中学生の保護者

運動部回答数：5,174 ⇒ 月額3,000円以下が85%

文化庁回答数：956 ⇒ 月額3,000円未満が85%



○ 現状の部活動等に関する費用の実態

調査名：令和5年度子供の学習費調査

調査対象：公立・私立の幼少中高の児童生徒等の保護者

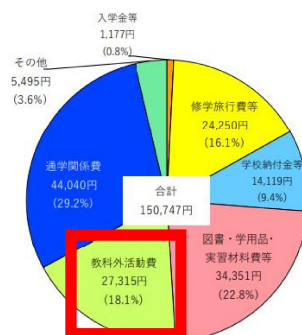
有効回答：21,768人

調査項目：保護者が支出した子供一人/年あたりの経費

教科外活動費（公立中学校）：27,315円/年（月額換算で2,276円）

※部活動以外に芸術鑑賞会、児童会・生徒会、林間学校等のために家庭が直接支出した経費を含む。

【公立中学校の学校教育費】



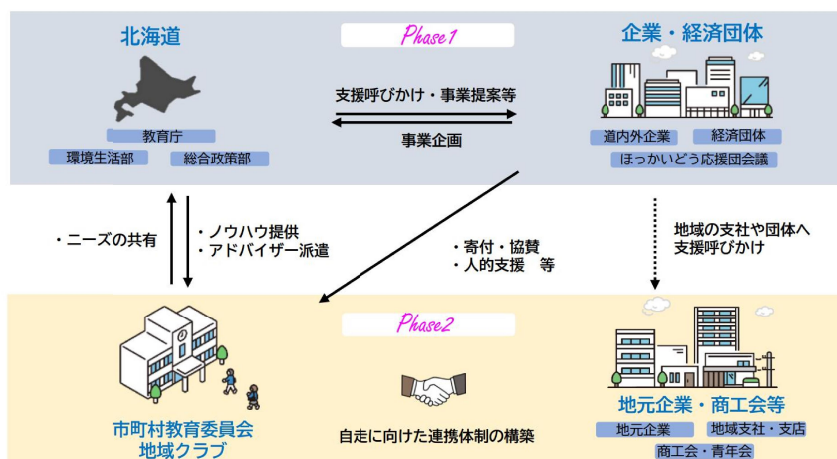
民間からの寄附等の活用に関する取組事例①

●北海道安平町

北海道教育委員会、北海道安平町、同町のNPO法人アビススポーツクラブ、大塚製薬株式会社が連携し、地域スポーツ環境整備に向けた飲料水の「地域貢献型自動販売機」を安平町立早来学園（義務教育学校）に1台設置。部活動の地域クラブ活動への移行を目的とした官民連携を支援する道教委の事業「D o - S T A R T」の一環で、売り上げの一部は部活動の地域クラブ活動への移行に取り組む同法人に寄附。



北海道教育委員会の官民連携支援「Do-START」



地域貢献型自動販売機

民間からの寄附等の活用に関する取組事例②

●新潟県佐渡市

初めてその種目に参加する生徒が気軽に活動しやすくする手立てとして市民に用具のリユースを呼び掛けるチラシを作成して配布。募集した用具は、グローブ、バット、ラケット等。2か月間で31の道具を収集。

回覧

令和5年8月10日 発行

道具のリユース募集

～佐渡市地域クラブ活動実施に向けて～

- 自宅に使わなくなったスポーツ用品や楽器はありませんか？
- お子さんが中学生の頃、部活動で使っていた道具が残っていませんか？



教育委員会では、休日の部活動を地域での活動へと進めていきます。新たに始める佐渡市地域クラブ活動では、中学生が多様な活動を選択できるようにしたいと考えています。しかし、初めて体験する活動では道具をそろえる必要があり、保護者の負担が増えてしまいます。

そこで、使わなくなった道具のリユース活用を進めていきます。道具をそろえることによって、生徒が経験したことのない種目や活動を容易に体験することができます。

中学生が使えるような道具でご家庭では使わないものがありましたら、道具の寄付にご協力をお願いいたします。

リユースで活用したい道具

グローブ、バット(野球)、ラケット(ソフトテニス、バドミントン、卓球) 各種楽器(吹奏楽、ギター)

*使用可能(スポーツ用品は中学生の使用可能)な道具のご協力をお願いします。状態によっては受け取れない場合があります。

*ご寄付いただいた道具の返却には応じかねます。ご容赦ください。

*ご協力いただける道具があれば9月1日(金)までに地区公民館にお持ちください。

問い合わせ先 教育委員会 社会教育課
TEL58-7356 FAX58-7357



随時道具のリユースを募集しています!!

グローブ、バット(野球)、ラケット(ソフトテニス、バドミントン、卓球)、各種楽器(吹奏楽、ギター) など
ご協力いただける道具(使用可能)があれば地区公民館にお持ちください。



出典
佐渡市地域クラブ活動だより、その他佐渡市ホームページ掲載資料
<https://www.city.sado.niigata.jp/uploaded/attachment/52310.pdf>
令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 成果報告書
<https://activitycasestudy.jp/pdf/R5/152242.pdf>

民間からの寄附等の活用に関する取組事例③

●熊本県玉東町

教育委員会が設置した地域クラブ活動「玉東クラブ」のサッカークラブにおいて、玉東町サッカー協会が中心となり、スポンサーを募集。練習着へ企業名を掲載することにより、スポンサー料をいただき、活動資金に充当。

スポンサーを募集します

私たちと共に子ども達の夢や希望を叶えるための支援やスポーツの力で地域を元気にする仲間を募集します

お問い合わせ



会員種別

種別	スポンサー料	Jr.ユース練習着掲載箇所(位置)	募集社数	特典
プラチナ	60,000	胸(中央)	1	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・U12大会ネーミング権(玉東町サッカー協会主催大会) ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布
ゴールド	30,000	背中(大・上)	1	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4半分サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布
シルバー(決定済)	25,000	背中(大・下)	1	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4半分サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布
ブロンズ	20,000	鎖骨	2	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4*1/4サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布
ブルー	15,000	袖	2	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4*1/4サイズ) ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布
グリーン	10,000	パンツ	2	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4*1/4サイズ) ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布

民間からの寄附等の活用に関する取組事例④

●長崎県長与町

持続可能な地域スポーツ活動の運営基盤の支援へ向け、企業版ふるさと納税を開始。令和5年度には、企業との連携協定を締結した。町外企業2社、町内企業1社より、地域スポーツ活動への支援として寄附を受けた。

企業版ふるさと納税、企業からの寄附

- 町内企業 有限会社長崎井上様より300千円寄附（R5・6・7）
- 町外企業 企業版ふるさと納税（R5）
三井住友海上火災保険(株)様より2,000千円寄附
株式会社Sports&Works様より100千円の寄附



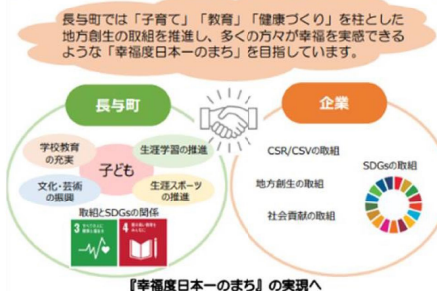
●有限会社長崎井上様からの寄附



●企業との連携協定

三井住友海上火災保険から
長与町の「部活動の地域移行」への
企業版ふるさと納税 第1号！

部活動の地域移行×企業版ふるさと納税



長与町が取り組む、部活動の地域移行が目指すもの

長与町には、3つの中学校（長与中学校・長与第二中学校・高田中学校）があります。令和5年度から、学校と地域が連携して、休日の部活動を学校の活動から地域の活動へ移行していきます。

長与町では、近年、これまで横ばいであった人口は減少傾向に入り、少子高齢化の進展が顕著になりつつあります。長与町の子どもたちがやりたいスポーツを楽しめる環境を創出するとともに、長与町に勤務する教職員が健康で元気に働ける環境の2つを実現し、「子育て」「教育」「健康づくり」につなげていきたいと考えています。

出典
スポーツ庁ホームページ掲載資料
https://www.mext.go.jp/sports/content/20240207-spt_oriara-000028263_002.pdf

民間からの寄附等の活用に関する取組事例⑤

●富山県

中学生や高校生のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、生徒により良いスポーツ・文化環境を提供することを目的として、学校の部活動や地域クラブ活動に協力いただける企業を「部活動・地域クラブ活動応援企業」として登録。



部活動応援企業PR動画

- 登録団体数（R7.7月時点）
24団体
 - 取組事例（三晶MEC株式会社（バドミントン））
- <支援内容>
- 休日における中学生への実技指導
 - 施設使用料や消耗品等の支援
 - 指導者の遠征費等の補助

指導者 「地域への貢献、地域の活性化につなげることができる良い機会である。」

生徒 「より専門的な指導を受けることができ、体力や技術が向上した。」
「いろんな年齢の人と練習できて、楽しく取り組めた。」

富山県ホームページ
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/happyou/20250610press.html>
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ資料
https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_oriara-000042507_0303.pdf

What's ブカツ・サポート・コンソーシアム

ブカツ・サポート・コンソーシアム（通称：ブカサポ）では、企業・団体等が連携し、スポーツ庁・文化庁、地方公共団体が推進する「部活動の地域連携・地域展開」の取り組みに対し、**制度設計、伴走支援、必要な人材・物資・財源の確保や運営・管理ノウハウの提供等**、それぞれの専門性を最大限に活かしたサポートを行うことにより、**社会課題の解決・解消に向けて継続的に貢献していくこと**を目的としています。



構成

理事企業

スポーツデータバンク株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
日本郵政株式会社

加盟団体 *2025.3月現在

株式会社ルネサンス
ミズノ株式会社
株式会社hacomo
TOPPANホールディングス株式会社

設立

2024年9月（法人設立手続き中）

主な活動内容

- 部活動の地域連携・移行事業への参画を検討している企業・団体や大学・研究機関等との情報共有。
- 部活動の地域連携・展開に関する協議検討の機会の提供。
- 地方自治体の課題や取り組みに関する相談、情報交換の機会の提供。
- その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要となる活動。

包括連携協定 締結先 (2025.3月現在)

沖縄県教育委員会 / 山形県教育委員会 / 徳島県教育委員会

© 2024 ブカツ・サポート・コンソーシアム

令和7年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先【R7年7月時点※】

